

保護者 様

千葉県立佐倉南高等学校

校 長 中 原 章 子

交通事故防止に向けてのお願い

保護者の皆様には、日頃から本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、平成29年4月1日から、「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されます。自転車は、子どもたちにとって最も身近な交通手段ですが、交通ルールやマナーを守らない危険な走行が社会的に問題となっています。また、自転車利用者が被害者となるだけでなく、加害者となる事故も発生しており、自転車の安全利用が求められているところです。

本条例では、家庭における自転車交通安全教育の推進や、乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等への加入について、保護者の努力義務が定められています。

本条例の趣旨を御理解の上、以下の資料を参考に、御家庭においても、子どもたちの交通事故防止に向けて御対応いただきますようお願いいたします。

交通事故の被害軽減のため、乗車用ヘルメットを着用しましょう。



「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」
(乗車用ヘルメットの着用)
第14条第3項

保護者は、その保護する児童等[※]が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットその他自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るための器具を着用させ、又は使用させるよう努めなければならない。

※児童等：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。



乗車用ヘルメットの有効性

自転車の死亡事故で、頭部損傷が約6割を占めます。

- 乗車用ヘルメットは、転倒や事故の際に頭部への衝撃を和らげます。
- 着用で死亡率が約4分の1に低減するという報告があります。
(公益財団法人交通事故総合分析センター「交通事故分析レポートNO.97」
(平成24年11月発行)による。)

被害軽減に有効です！

○自転車条例が制定されました

千葉県では、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的に、「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が、平成29年4月1日から施行されます。

本校といたしましても、引き続き、自転車の安全で適正な利用を含めた交通安全教育の充実に取り組んでまいります。掲載した資料にあるように、条例では、自転車利用者の自転車保険への加入やヘルメット着用について、保護者の努力義務が定められております。

県内でも自転車利用者が加害者となる死亡事故も発生していることから、条例の趣旨を御理解のうえ、お子様が守られた状態を整えていただきますようお願いいたします。